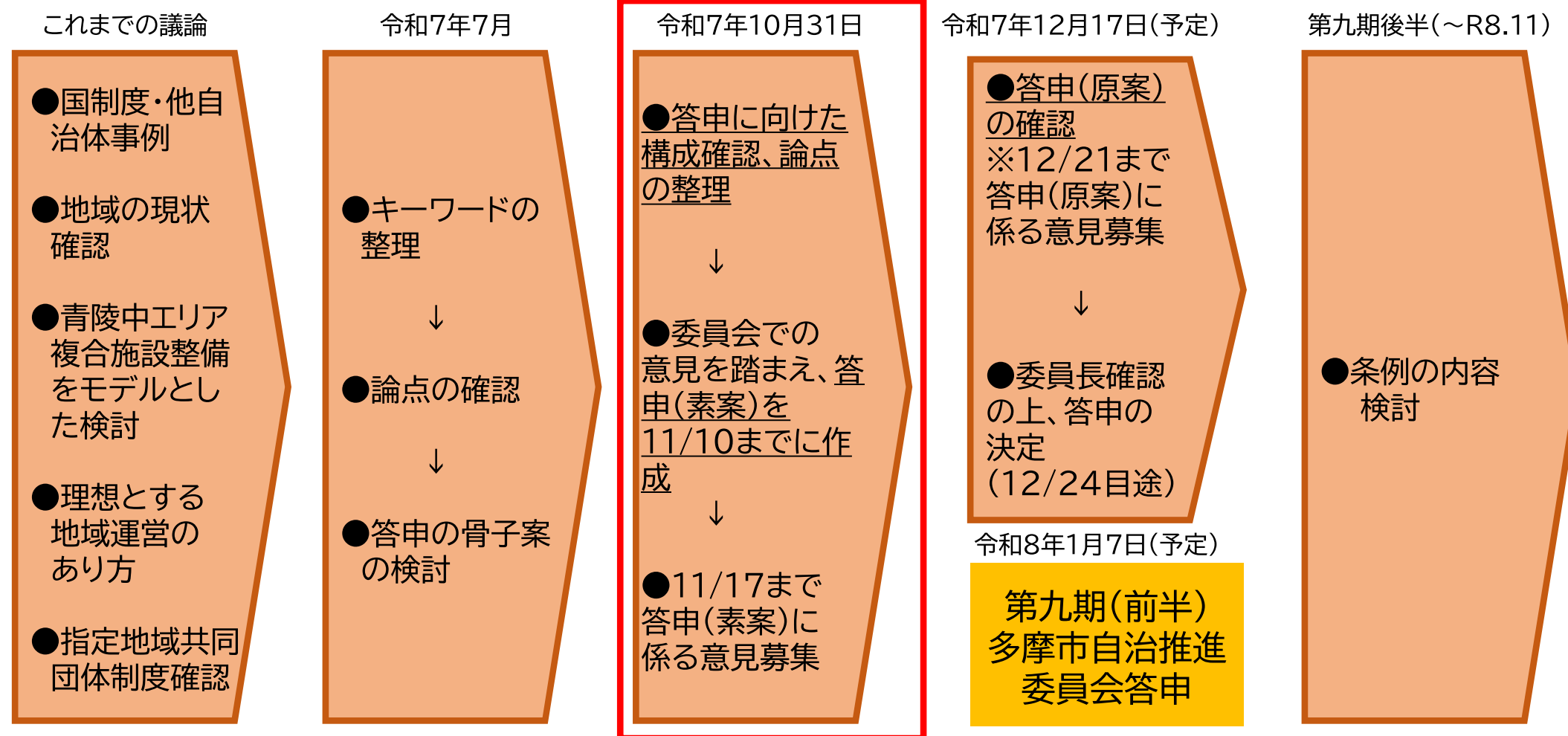


今後の地域運営に必要な多主体連携のあり方について

資料19

議論スケジュール



本日の議論

これまでの議論を踏まえ、中間答申の構成を確認するとともに、いくつかの論点整理を行う。本日の議論をもとに、答申(素案)を作成する。

市からの諮問内容と中間答申の概要(案)

<第9期委員会への諮問内容>

- 地方自治法第260条の49第1項に新たに規定された、地域の多様な主体との連携、協力体制の構築のあり方について
(同条第2項以下に規定された「指定地域共同活動団体制度」の導入の可否を含めて)



<中間答申の概要(案)>

- 新たな人材の発掘・育成のために、多摩市らしさを活かした呼びかけ手法や支援方法による「多活動マッチング型プラットフォーム」を市内各地域で展開する。
- 地域の実情に応じた組織形態で、地域ごとの「協議会型プラットフォーム」を順次設置し、全市域において二層のプラットフォームをつくることで、多主体の連携協力体制を構築する。(ここまでの方向性を「市の基本指針」として整備する)
- 地域運営にあたり、「指定地域共同活動団体制度」を活用する利点が認められる場合、どのような要件・時期により制度を適用するかなどについては、引き続き協議する。

中間答申の構成(案)

- 1 はじめに
- 2 市からの諮問内容と中間答申の概要
- 3 検討経過
- 4 答申内容

(1) 多摩市らしさを活かした地域の多様な主体との連携、協力体制の構築について

- ① 関心層の発掘・育成
- ② 多摩市らしさを活かしたしくみづくり

(2) 多摩市版地域プラットフォームのあり方について

- ① プラットフォームの類型と多摩市での活用方策
- ② 多摩市版地域プラットフォーム形成のステップ

(3) 多摩市における指定地域共同活動団体制度の活用について

- ① 制度適用までのロードマップ
- ② 制度の活用及び条例化の必要性

- 5 第9期後半で議論すること

【参考資料】

(1)多摩市らしさを活かした地域の多様な主体との連携、協力体制の構築について

①関心層の発掘・育成

●関心層へのアプローチ

○多摩ニュータウン、コンパクトシティ、人材の宝庫

⇒ 地域人材の候補はいるが、どういう機能(≠組織)で掘り起こすか

○現役世代が、兼業や副業によって、地域でスキルが発揮できるしくみづくり(プロボノ)

○関心層(4割)がつながり合う場づくり ⇒ 全市的な取組み(補助金や若者会議、講座等)
とも関連した形式で、エリア内でのゆるやかな関係性構築から始まる新たな活動



関心層を発掘するため、無作為抽出による「エリアミーティング」の開催
(当初は、中間支援団体や市がサポート。将来的には地域主体で開催)



(継続的に実施することで)

新たな地域人材の掘り起こし(発掘・育成)

効果的な発掘手法・
支援策は継続検討

(1)多摩市らしさを活かした地域の多様な主体との連携、協力体制の構築について

②多摩市らしさを活かしたしくみづくり

●多摩市らしさとは

- 多摩ニュータウン、人口密度高い、コンパクトシティ、これまで多くの市民が参画・協働、**関心層4割**
- 「**多活動マッチング型プラットフォーム(場や機会)**」を地域人材の発掘・育成に活用し、
「エリアミーティング」の実施を通して、つながりや地域活動の利点を感じた「関心層」を「**活動層**」へ

構成 主体

JS、URなどの企業

NPOなど各種地域団体

福祉系
団体

(活動層)

コミュニティ
系団体

新たな市民同士での活動

新たな市民 (関心層⇒活動層)

既存団体と連携した活動

子ども
系団体

(活動層)

防災・防犯
系団体

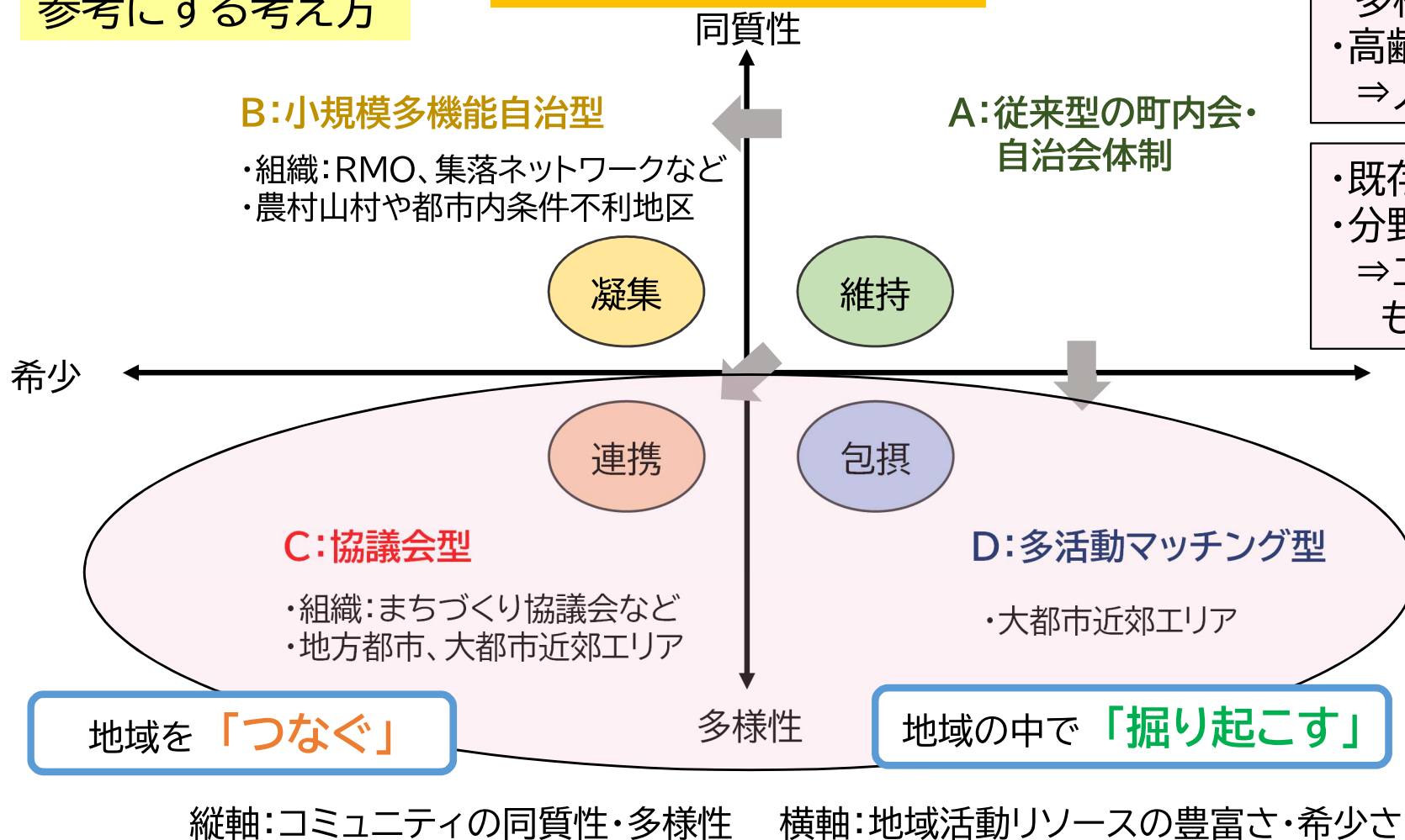
エリアミーティング (多活動マッチング型プラットフォーム)

(2)多摩市版地域プラットフォームのあり方について

①プラットフォームの類型と多摩市での活用方策

参考にする考え方

プラットフォームづくりの類型



●多摩市で考えると

- ・多摩ニュータウンには多様な人材が豊富に存在
- ・高齢化、働き方の多様化等
⇒人材の「掘り起こし」急務

- ・既存の枠組みが崩壊寸前
- ・分野ごとの組織・団体
⇒エリア単位で「つながり」もたせ、集約化していく

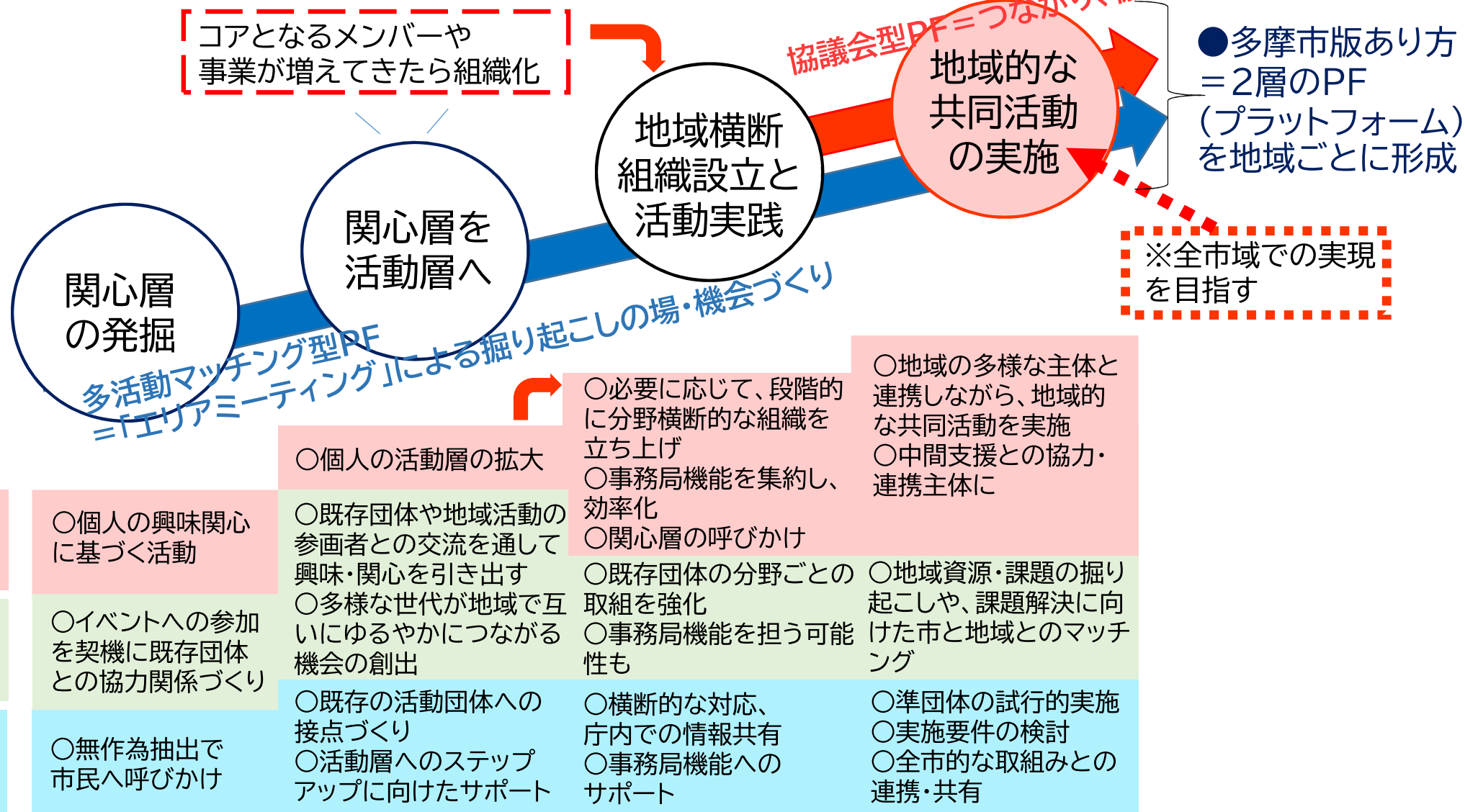
包摂向きの機能
「多活動マッチング型」
連携向きの
「協議会型」組織
↓
組織と機能を
すみ分けながら併用

(2)多摩市版地域プラットフォームのあり方について

②多摩市版地域プラットフォーム形成のステップ

※地域の実情に応じて
デザインする

コアとなるメンバーや
事業が増えてきたら組織化



※中間答申の範囲【地方自治法第260条の49の実現】

(2)多摩市版地域プラットフォームのあり方について

②多摩市版地域プラットフォーム形成のステップ

主な議論点

●多活動マッチング型プラットフォームを活かす方策

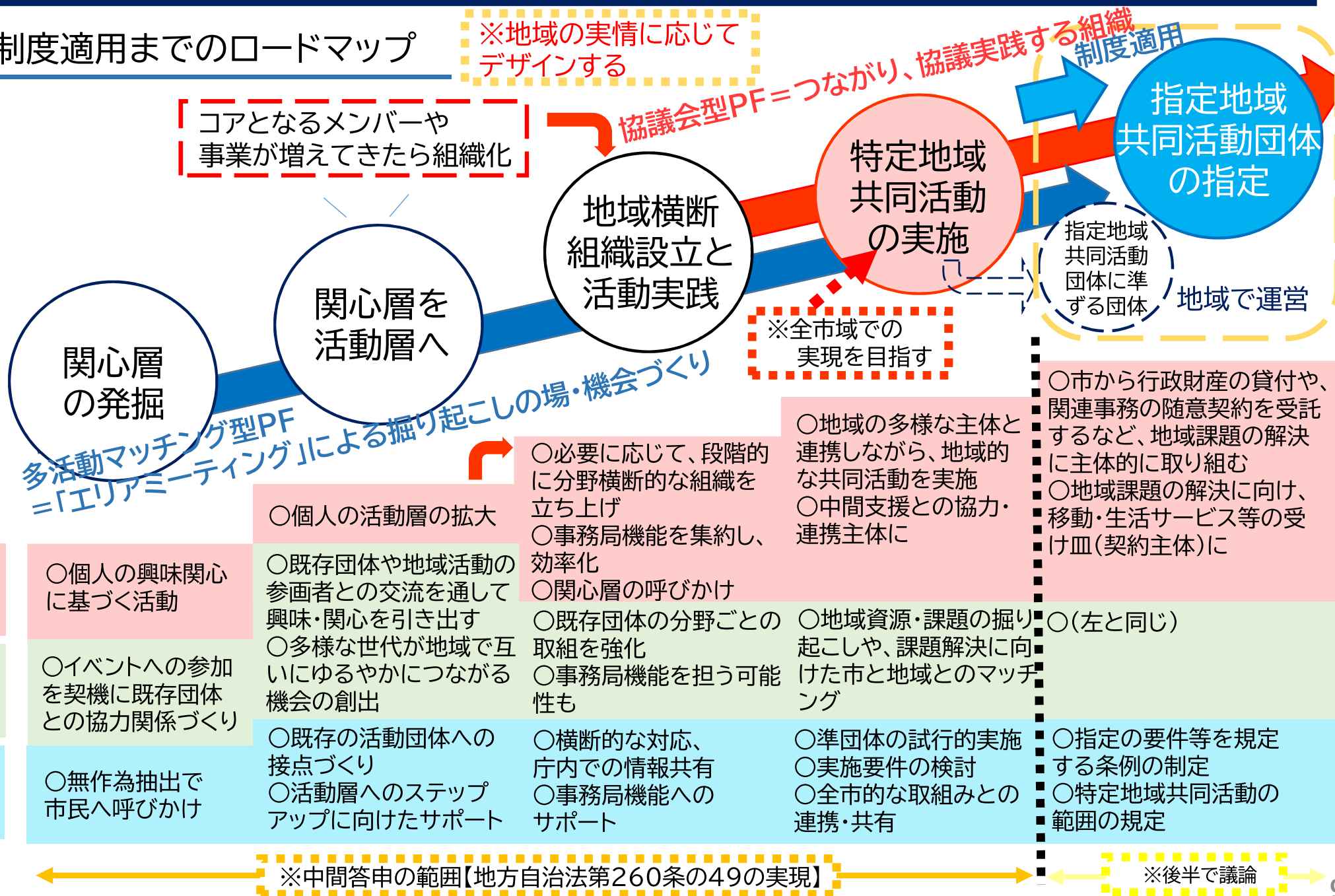
- 関心層の発掘に向けた、継続的な無作為抽出の実施やプロボノなどの発揮
- 関心ある参加者を活動層に、活動層を新たな担い手にしていくための支援方策

●協議会型プラットフォームの目的・組織

- どのような名称(愛称)・役割(何の受け皿となるか)の組織とするか
- 地域のために、何をどう協議・実践していくのか、コンセンサスのとり方
- 事務局機能のあり方、既存の組織との合流のしかた
- 部会や全体会など、組織機能の構成
- 市や中間支援のサポートのあり方

(3)多摩市における指定地域共同活動団体制度の活用について

①制度適用までのロードマップ



(3)多摩市における指定地域共同活動団体制度の活用について

②制度の活用及び条例化の必要性

●協議会型プラットフォームにおける「指定地域共同活動団体」制度の適用

- 協議会型プラットフォームにおいて多主体連携が進んでいく中で、試行的に「指定地域共同活動団体」に「準ずる団体」とすることも検討
- 協議会型プラットフォームにおいて、地域的な共同活動が多分野で展開され始めた時点で、「指定地域共同活動団体」として指定することを検討
- 協議会型プラットフォームが活動しやすくなる制度とは(どのような機能を持ち、こういったサービス・課題の受け皿となるか)

●条例の制定(特定地域共同活動の範囲、指定要件、支援内容等)

- 将来的な「指定地域共同活動団体制度」の活用は見据えつつも、条例化ありきではなく、多主体連携の枠組みの中から、指定要件を満たす団体が想定されるタイミングで条例化を検討する
- 条例化のタイミングなど制度化のロードマップを検討する
- 地域において住民が快適で安心な日常生活を営むために特に必要となる生活サービスの提供に資する活動(=特定地域共同活動)として、「エリアミーティング」のような関心層がつながる場づくりを指定することで、そうした団体の支援につなげる
- 指定要件、支援内容を含めて、条例で規定する内容等については、第9期委員会後半で議論

(3)多摩市における指定地域共同活動団体制度の活用について

【参考】 指定地域共同活動団体の指定要件

●指定対象

- 区域の住民又は 区域の住民を主たる構成員とする団体を主たる構成員とする団体

●指定の要件

- 地域において 住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動を行う
- 地域の 多様な主体との連携等により効率的・効果的に活動を行う
- 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営の確保 など

【参考】 指定地域共同活動団体の指定の効果

- 活動資金の助成、情報提供など、市町村の支援を受けることができる
- 他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市町村に調整を求めることができる
- 市町村から 行政財産の貸付け、関連事務の随意契約による委託を受けることができる

第9期後半で議論すること

中間答申に盛り込むこと

後半に議論を進めること

①地域の多様な主体との連携、協力体制の構築について

○新たな人材の発掘・育成のために、多摩市らしさを活かした多活動マッチング型プラットフォームを市内各地域で展開する。

○関心層の掘り起こしや、活動層へのステップアップに係る効果的な手法（プロボノなど）

②多摩市版地域プラットフォームについて

○地域の実情に応じた組織構成で、エリアごとの協議会を順次設置し、全市域において二層のプラットフォームをつくることを目指す。
○全市域で地域的な共同活動の実施を目指し、多主体の連携協力体制の構築を進める。

○協議会型プラットフォームを組織する上で、事務局機能をどこがどのように担うのが効果的か
○指定地域共同活動団体制度の手前段階でそれに準ずる団体を設けるか
○その場合、どのような支援が可能か

③指定地域共同活動団体制度の活用について

○指定地域共同活動団体及びそれに準ずる団体の活用可能性を検討すること。
○条例化ありきではなく、多主体連携の枠組みの中から、指定要件を満たす団体が想定されるタイミングで条例化を検討すること。

○制度を活用する場合、条例の内容
⇒指定する要件
⇒「特定地域共同活動」の範囲
⇒指定することのメリット
○条例制定の時期